

## 実証試験における手数料項目について

### 1. 手数料体制への移行について

手数料体制においては、環境技術開発者は、実証試験にかかる経費のうち、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費（実証機関）」の3項目に関する手数料を負担することとされている。

なお、実証試験に係る経費のうち、「装置搬入・設置」「装置運転・維持管理」「出張旅費（申請者）」「装置撤去・搬出」は、これまでと同様申請者の負担となる。また、ワーキンググループの運営や、実証試験計画策定や報告書作成などは、これまでどおり国が負担する。

図 1 事業工程ごとの各作業の分担（費用負担）

事業工程	詳細項目	現在の負担者	手数料体制における負担者
対象技術分野の選定	ニーズ等基礎調査	国	国
	検討会等運営	国	国
実証試験要領の策定	実証試験技術開発	国	国
	検討会等運営	国	国
実証機関公募・選定	公募・選定の作業	国	国
	WG 運営	国	国
	申請書等作成	実証機関	実証機関
対象技術公募・選定	公募・選定の作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
	申請書等作成	申請者	申請者
実証試験計画の策定	計画案作成作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
試験実施	装置搬入・設置	申請者	申請者
	装置運転・維持管理	申請者	申請者
	<b>測定・分析等</b>	国	申請者
	<b>試験に伴う消耗品</b>	国	申請者
	<b>出張旅費（実証機関）</b>	国	申請者
	出張旅費（申請者）	申請者	申請者
報告書作成	装置撤去・搬出	申請者	申請者
	執筆・編集作業	国	国
ウェブ登録・公表	実証委員会運営	国	国
	（全て）	国	国

（資料）第3回環境技術実証モデル事業検討会（平成17年1月21日）資料3を元に作成

<参考：平成19年度環境技術実証モデル事業実施要領からの抜粋>

#### 第13章 費用分担

1. 本モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後に対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）は手数料として申請者が負担し、その他の費用（モデル事業検討会、分野別WG及び実証委員会の運営費用等）は環境省の負担とする。詳細については、実証運営機関が実証試験要領で定める。
2. 上記「実証試験実施に係る実費」には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。

## 2. 他の技術分野における手数料について

### (1) 「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野」における手数料

＜申請者が負担すべき費用＞

- ・実証対象機器の運搬、設置、撤去が必要な場合は、その費用
- ・実証対象機器の運転・維持管理に要する費用
- ・追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等
- ・実証試験実施にかかる実費（人件費、補助職員賃金、機器損料、消耗品、出張旅費）
- ・一般管理費（実証機関が求める場合）

→手数料想定額（募集要項より）

生物学的処理	160～280 万円程度
物理化学的処理	120～160 万円程度
ハイブリッド	250～360 万円程度

#### ■ 実証実績

平成 19 年度 2 社 2 技術を実証中  
平成 18 年度 2 社 2 技術を実証

### (2) 「山岳トイレし尿処理技術分野」における手数料

＜申請者が負担すべき費用＞

- ・負担する費用項目は、上記排水処理分野と同様。

→手数料想定額（募集要項より）

1 技術あたり 150～250 万円程度  
申請者と調整し、試験計画の内容を確定し積算した上で決定。

#### ■ 実証実績

平成 19 年度 4 社 4 技術を実証中  
平成 18 年度 3 社 3 技術を実証

### 3. 当該技術分野における手数料該当項目

#### (1) 「空冷室外機から発生する顕熱抑制技術」における手数料

実証試験要領（第三版）にて定められている手数料項目は以下の通りである。なお、現在は、実証機関及び技術開発者のニーズが一定程度蓄積するまで実証を休止しており、手数料体制における実証実績はない。

<実証試験要領（第三版）に定められた手数料該当項目>

##### ①測定・分析等

- ・人件費（外部委託機関との調整、試験状況の確認等）
- ・補助職員賃金（外部委託機関との調整、試験状況の確認等）
- ・測定・分析費（気温等の測定・分析委託、シミュレーション装置の運転委託等）
- ・試験用エアコンディショニング機器のリース費用等

##### ②試験に伴う消耗品

- ・断熱ボード、養生テープ、蒸留水、食塩、記録紙

##### ③出張旅費（実証機関）

- ・交通機関による旅費（運賃等）、車使用料等（車使用料、燃料代、高速道路料金等）、日当、宿泊費

##### ④その他

- ・一般管理費（実証機関が求める場合）

#### (2) 「建築物外皮による空調負荷低減技術」における手数料

想定される手数料該当項目は以下のとおりである。測定・分析等に関する項目のうち、機器損料については実証機関の機器保有状況により変化する。また、人件費についても実証技術の特性に応じて設定される実証項目の内容によって変化する。

<想定される手数料該当項目>

##### ①測定・分析等

- ・光学特性試験及び促進耐候試験にかかる機器損料等
- ・上記の試験にかかる人件費
- ・数値計算（熱負荷計算）にかかる人件費

##### ②試験に伴う消耗品

- ・光学特性試験及び促進耐候試験によって追加的に発生する消耗品費

##### ③その他

- ・一般管理費（実証機関が求める場合）

#### 4. 手数料の徴収プロセス

実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、手数料の予定額を算定し、実証運営機関に登録するとともに、公募の際、これを明示することになる。算定すべき主な手数料項目（内容）は先述のとおりであるが、必要に応じ実証運営機関と協議の上、決定する。手数料予定額は、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものにすることが望まれる。

実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験を開始する前に、実証運営機関と調整の上、実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定し環境技術開発者に通知する。手数料額の確定にあたっては必要に応じ実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、確定する。なお、納付期日は、原則実証試験開始前とする。環境技術開発者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。

<事業の流れと手数料徴収の流れ>

